

第4章 地域医療提供体制の整備

第1節 住民・患者の立場に立った医療提供体制

ポイント

現状と課題

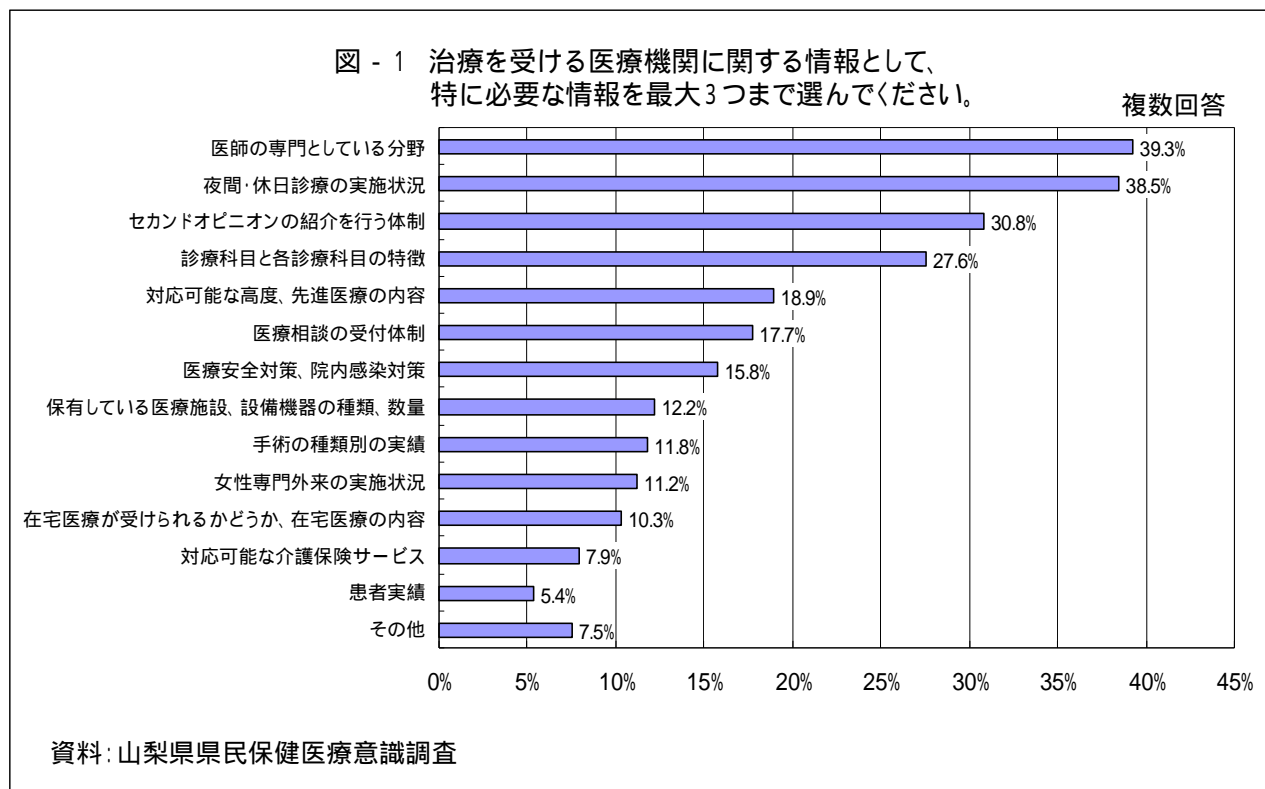
- ・医師による診療内容の十分な説明を求める県民の声は極めて強い。
- ・平成19年4月から全ての医療機関等（病院、診療所、助産所、薬局）に対し、県への医療機能情報の報告が義務づけられた。

対策

- ・医療情報の提供
- ・インフォームドコンセントの推進
- ・セカンドオピニオンの普及促進

< 現状と課題 >

県民が特に必要と考える医療機関に関する情報については、平成19年3月に実施した県民保健医療意識調査によると、「医師の専門としている分野」「セカンドオピニオン（ ）の紹介を行う体制」「診療科目と各診療科目の特徴」など、医療の質に関連する情報への県民ニーズが高い一方で、県民は医療機関に対し、多様な情報の提供を求めていることがうかがえます。（図-1参照）。

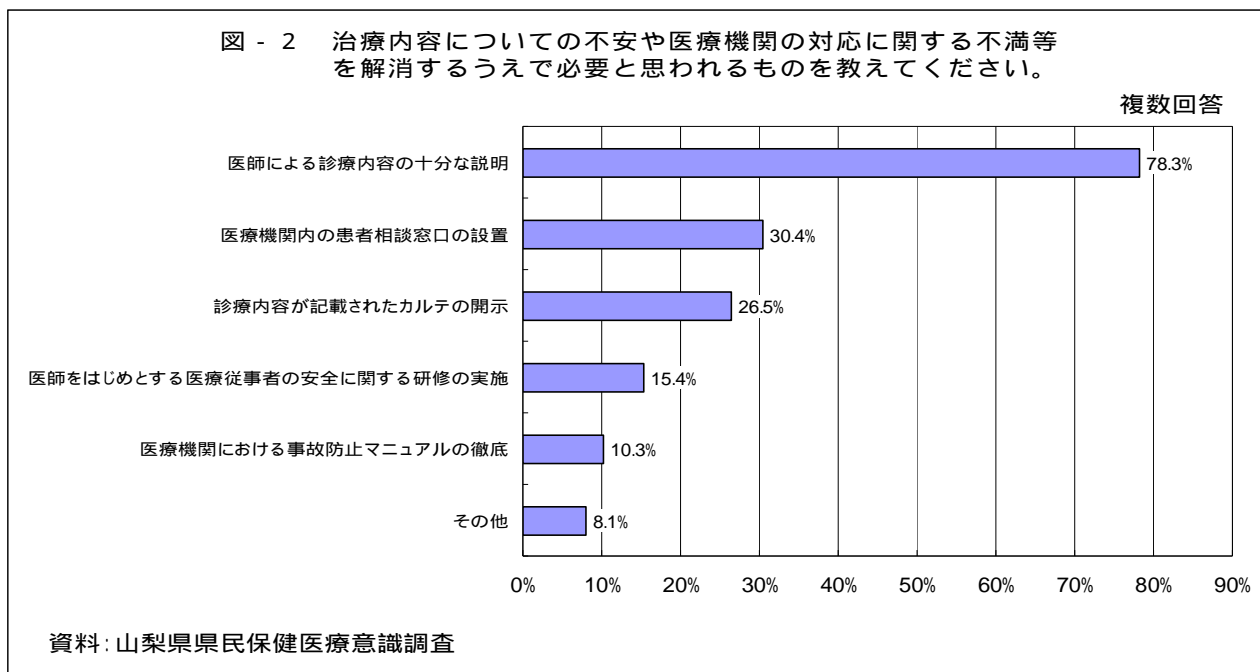


[用語解説]

() セカンドオピニオン

主治医の診断や治療法が適切かどうか、主治医以外の医師に意見を求めること。

また、同じ県民保健医療意識調査の中で、治療内容や医療機関の対応等に関する意識についての質問では、医師による診療内容の十分な説明を求める声が全体の8割近くにのぼるなど、インフォームドコンセント（ ）の推進が必要です（図-2参照）。



平成19年4月から医療機能情報提供制度がスタートし、全ての医療機関等(病院、診療所、助産所、薬局)に対し、都道府県への医療機能情報の報告が義務づけられました。

- ・ 医療機関の基本的な情報
名称、開設者、所在地、診療科目、診療日、診療時間等、病床種別等
- ・ 医療機関の詳細な情報
専門医の配置状況、対応可能な疾患・治療内容、各種診療実績等

県は、各医療機関等に対し、必要な情報の提供について指導するとともに、報告された医療機能情報をホームページ等を活用して住民・患者に適切に公表することが求められています。

[用語解説]

() インフォームドコンセント

医師から医療内容について説明を受けた本人が、自らの判断により治療方法を選択すること。また、その医療行為の実施について同意すること。

また、医療法の一部が改正され、患者等が適切に医療機関等の選択を行えるよう、医療機関が行う広告に対する規制の見直しが行われました。

これにより、客観性・正確性を確保できる事項は、広告としてできる限り幅広く認められることになりました。

【規制が緩和された広告の例】

医療従事者の経歴・専門性、診療内容のわかりやすい提示、医療機器の名称や導入台数、院内感染対策に関する事項等。

< 対策 >

1 医療情報の提供

全ての医療機関等（病院、診療所、助産所、薬局）から得た医療機能等の情報をホームページに掲載するとともに、項目ごとに検索システムを整備し、県民によりわかりやすく情報を提供していきます。

2 インフォームドコンセントなどの推進

県民がいつでも医療に関する情報を得られるよう、インターネット等を活用した情報の提供や医療に関して相談できる体制の確保を図っていきます。

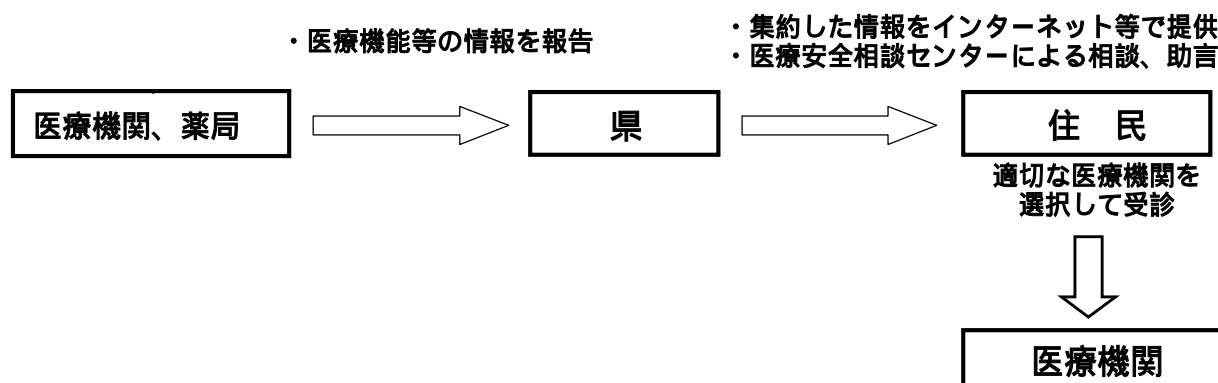
また、県医師会をはじめとする医療関係団体と連携し、診療情報の開示やインフォームドコンセントの推進について、積極的に取り組んでいきます。

3 セカンドオピニオンの普及促進

医療関係団体と連携し、医療関係団体が実施する研修会等において、セカンドオピニオンの推進に関するテーマについて取り上げるよう啓発を行っていきます。

< 推進体制 >

医療機能情報の公表制度



< 指標（数値目標） >

目標項目等	現状	平成24年度目標
病院機能評価認定病院の割合	23%(H19)	27%
医療機能情報を公表する医療機関、薬局の確保	全ての医療機関、薬局に対し医療情報の報告を指導	全ての医療機関、薬局の医療情報を公表